

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 12 日

各都道府県消費生活協同組合主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の消費生活協同組合及び同連合会に対して事務連絡を発出したので、貴都道府県が所管する組合及び連合会に対して周知いただきますようお願いいたします。